

大分県太陽光共同購入事業に関する仕様書

本県と共同で事業を実施する事業者は、本仕様書に定める事項について適切に履行すること。

1 事業名

大分県太陽光共同購入事業

2 事業の目的

本県と協定を締結した事業者が太陽光発電設備や蓄電池の購入希望者を募り、一括して調達することで、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等導入時の初期費用の低減を図る。これにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図り、家庭部門における温室効果ガスの排出を削減することを目的とする。

3 協定期間

協定締結日から令和8年3月31日まで。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による連携協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとし、以後も同様とする。

4 業務内容

(1) 事業スケジュール（目安）

- | | |
|--------------|------------|
| ①購入希望者募集開始 | 令和7年4月～5月頃 |
| ②施工業者の決定 | 令和7年7月～8月頃 |
| ③購入希望者への意思確認 | 令和7年9月頃 |

※ 上記スケジュールについては、協定締結後に県と協議の上で決定すること。

(2) 実施体制の構築及び統括責任者の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業及び本事業に類似した事業※に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者を選任すること。

※太陽光発電システム及び蓄電池の発注から納品までの一連の事業

ウ 支援事業者より選定された施工事業者及び住宅用太陽光発電設備等の購入を希望する県民（以下「購入希望者」という。）からの問い合わせや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。

エ 実施体制図（県、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

(3) 購入規模者へ提供するプラン作成及び見積書の提示

ア 購入希望者へ提供するプランは、「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備及び蓄電池」及び「蓄電池」の3プランとし、太陽光発電設備及び蓄電池の種類、性能等を提示すること。

イ 各プランで対象とする太陽光発電設備又は蓄電池は、日本産業規格、あるいはこれと同等の民間規格等に準ずる製品であること。

ウ 本事業の実施を告知する広報物や、購入希望者を募集する広報物に県及び事業実施者の責任の範囲について明記すること。広報物への記載内容については県と協議の上、決定すること。

- エ 購入希望者が設置を予定する建物、用地等の状況を踏まえて作成した概算見積書を購入希望者へ提示し、詳細な見積書の提示を希望するか確認すること。なお、概算見積書の提示の際は、購入希望者が購入の判断ができるよう配慮すること。
- オ 購入希望者が詳細な見積書の提示を希望した場合、購入希望者に係る必要な情報を施工事業者へ提供できるものとし、施工事業者は調査を行ったうえで、購入希望者へ詳細な見積書を提示すること。
- カ 個別の見積書の提示に当たり、契約内容等について、施工事業者は購入希望者へ十分に説明を行い、最終的な購入意思の確認をすること。また、その際、施工事業者又は事業実施者から購入希望者に対し、自然災害補償や施工保証、住宅リフォーム瑕疵保険の加入等について、内容をよく説明したうえであつせんすること。
- キ 事業実施者は、購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるよう、必要なサポートを行うこと。

(4) 広告宣伝、購入希望者の募集

- ア 県民等に対して、SNS・オンライン広告等効果的な広告宣伝を行うこと。
- イ 具体的な広告宣伝の内容については、県と協議の上、定めるものとする。チラシ等の電子データはいずれも二次利用が可能なものとする。
- ウ WEB広告、自治体広報誌等、県が広告枠を確保する媒体への掲載素材を制作すること。その他、県が有する広告媒体を活用する場合には、広報用の資料等を提供し、募集広告を掲載すること。
なお、デザインに係る経費は事業実施者の負担とする。
- エ 報道機関等から取材の申込みがあった場合は、原則として事前に県の実情を得ること。
- オ 購入希望者の募集期間中において、本事業に関心のある県民等に対して説明する機会を設けること。

(5) WEBサイトの構築及び運営

- ア 本事業に係るWEBサイトの構築（PC及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ WEBサイトを使用して購入希望者及び施工事業者の受付を行うこと。
- ウ WEBサイトの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、万全のセキュリティ対策を講ずること。
- エ WEBサイトは、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるように構築することとし、アクセス状況について報告すること。
- オ WEBサイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。（県の許可を得た場合を除く）

(6) 施工事業者の公募及び選定等

- ア 事業実施者は、あらかじめ設定する入札参加要件に基づき、施工事業者を募集すること。なお、事業実施者又は事業実施者と資本・人的関係のある事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。
- イ 入札の実施については、県入札参加資格者名簿（建設工事業又は電気工事業）に登載の事業者に周知すること。
- ウ 入札参加要件の詳細については、県と協議の上、決定すること。
- エ 入札参加要件を満たした業者により入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。なお、最も安価な入札を行った事業者と同一の価格により業務履行が可能な入札参加事業者が存在し、その必要性が認められる場合には、県との協議により複数の施工事

業者を選定することができるものとする。

オ 入札価格については、施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用とし、一般送配電事業者に対する系統連系申込、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請に係る費用を含むこと。

カ 施工事業者の入札参加要件には、次の内容を含めること。また、大分県内に営業所・事業所を有する事業者とすること。

(ア) 経営実績が健全であること

(イ) 契約履行能力があること

(ウ) 施工瑕疵責任に関する保険に加入していること

(エ) 施工に関する損害への保険に加入していること

(オ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと

(カ) 関係法令を遵守すること

キ 落札者及び落札価格を速やかに県へ報告し、公表すること。

ク 事業実施者は、施工事業者との間で本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。

(ア) 契約当事者について

(イ) 委託内容について

(ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて

(エ) 設置工事期限

(オ) 個人情報保護及び守秘義務

(カ) 事業実施者と施工事業者間の契約不履行による解除または解約の扱いについて

(キ) 規定外事項について、誠実に協議する旨の条項を入れること

(ク) 関係法令の遵守

(ケ) 事業実施者と施工事業者間の責任の区分を明確にすること

(コ) 施工事業者が選定基準を満たしている事業者という旨記載

ケ 選定された施工事業者は、引き渡し時において、設置した機器の取扱い説明(通常時・停電時)、保守点検及び廃棄に関する説明を行うこと。

コ 事業実施者は、本事業の実施に際し、事業実施者の責めに帰すべき事由により県、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

サ 事業実施者は、施工に関する苦情の申し立てやトラブル等が発生した場合は、施工事業者が誠意をもって対応するよう働きかけるとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、事業実施者へ報告させ、施工事業者と連携して対応すること。

シ 施工に関する苦情の申し立てやトラブル等が発生した場合は、速やかに県へ報告すること。

ス 施工事業者の落札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

(7) 問合せ対応

ア 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターを設置するとともに、円滑な運用を図ること。

イ 本事業に関する問合せ及び苦情の申し立てについては、全てコールセンターで対応すること。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情の申し立てへ対応する者への業務研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県に対して問合せ及び苦情の申し立てがあった場合は、速やかにコールセンターが対応を引き継ぐこと。

- カ 問合せ及び苦情の申し立てが発生した日時、場所、内容等を記録して、県へ報告すること。
- キ 契約後に施工事業者が倒産した場合にあっては、県民からの求めに応じて、事業実施者が工事引継事業者をあっせんすること。

(8) 太陽光発電設備等の施工管理・検査

- ア 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応じ、指導及び是正指示を行うこと。また、県からの是正指示依頼についても、事業実施者が施工事業者へ指導及び是正指示を行うこと。
- イ 施工を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任すること。
 - (ア) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。
 - (イ) 太陽光発電システムの施工業務に従事した経験があること。
 - (ウ) 蓄電池システムの知識を有すること。
 - (エ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。
- ウ 第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。
- エ 第三者機関は次の要件を満たすこと。
 - (ア) 太陽光発電設備、蓄電池について、点検及び検査業務を行っていること。
 - (イ) 事業実施者及び施工事業者と利害関係にないこと。
 - (ウ) 検査実施者は建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者であること。

(9) アンケート調査

- ア 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケート回収率を上げる取組を実施すること。
- イ アンケート内容については、県と協議の上、決定すること。
- ウ アンケートの分析結果は、個人を特定できない形で県に共有すること。

(10) 本事業の収益

事業実施者の収益は、施工事業者から得る契約件数等に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は、施工事業者において軽減されたと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

(11) リスク管理について

本事業の実施に当たっては、事業実施者が全ての責任を負うこととし、県、施工事業者、購入希望者等本事業の関係者に対して、社会的、経済的な不利益を生じさせることのないよう未然防止を図るとともに、適切に対処すること。

5 事業実施体制

(1) 事業計画書の提出

協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、事業を実施すること。事業内容について、実行性のある内容を具体的に示した事業計画書を県に提出すること（任意様式）。

(2) 実施体制表の作成

本業務の実施体制（従事者の名簿及び役割分担、委託先（予定）、委託内容などを含む）を示す実施体制表を作成すること。

(3) 実施スケジュール

各月における業務計画を明示した実施スケジュールを作成すること。

(4) 進捗状況の報告

4に示す各業務の進捗状況について、大分県生活環境部環境政策課へ適宜報告すること。なお、報告方法については県と協議の上、決定すること。

6 実績報告書の提出等

事業実施者は、協定期間内(毎年度3月31日)に、業務実績報告書(任意様式)を環境政策課へ提出すること。提出は電子データとする。

なお、実施期間の延長があった場合は、全ての施工工事完了後、遅滞なく再度、提出するものとする。

ア 実績報告書(購入希望者数及び契約数、広報の実績、アンケート集計結果、工事完了報告等の事業の実施状況等)

イ チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

7 その他

(1) 協定締結に当たり、企画提案等の内容について、県と事業実施者との協議により、必要に応じ修正できるものとする。

(2) 協定締結後、速やかに協定締結期間中のスケジュールについて作成し提出すること。

また、担当者を選定し、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。

(3) 事業実施者は、本業務の遂行に当たっては、県と協議し、適宜、連絡、確認を行いながら実施するものとする。

(4) 内容に変更が生じる場合は、その都度、事前に県と協議すること。

(5) 本業務を遂行するに当たり、機密情報及び個人情報の保護に十分に注意すること。

また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負うこと。

(6) 成果物に係る権利は、全て県に帰属するものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。